

令和6年3月11日招集

令和6年

第2回若桜町議会定例会会議録

(令和6年3月21日)

若桜町議会事務局

令和6年第2回若桜町議会定例会（第3号）

招集年月日	令和6年3月21日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時20分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
不応招議員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	教 育 長	盛田 恭司
	副 町 長	川戸 伸二	教育委員会次長	小林 貴之
	総 務 課 長	山口由企夫	町 民 課 長	川戸 康之
	企画政策課長	谷本 剛	福祉保健課長	藤原 祐二
	会 計 管 理 者	谷口 国彦	地域整備課長	竹本 英樹
	税 務 課 長	下石 裕美	経済産業課長	中島 毅彦
	地籍調査課長	矢部 広一		

令和6年3月議会定例会
会議の顛末
本会議（3月21日）

議長（山根政彦）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

一般質問を行います。

順次質問を許します。7番、川上守議員。

議員（川上守）

皆さん、おはようございます。7番川上です。早い時間より、傍聴においでいただきありがとうございます。

この数日、日に日に暖かくなり、桜のつぼみも大きく膨らむ時期となっていました。寒の戻りで寒さがぶり返し、桜の開花も少し遅れると感じているところでもあります。朝晩の寒暖差も大きく体調を崩しやすくなっています。皆さんにおかれましては、体調に十分気をつけていただき過ごしていただきたいというふうに思います。

また、新型コロナウイルス感染症も2類から5類になったとは言え、気をつけなければならぬ感染症には変わりありません。十分体には気をつけていただきたいとします。

さて、3月の16日に、若桜さくらの郷の竣工式が行われました。昨年6月に着工し、今年2月に完成となり、待ちに待った施設です。少子高齢化が進む人口減少の中、若桜に住み続けるための一助になると強く感じているところでもあります。

また、診療所、高齢者住宅、介護サービスが一体となっており、特に高齢者の方の安心感が増す施設だと思っています。これからま

すます発展することを願っているところでもあります。

町長が就任されて2年が過ぎ、折り返しの3年目に入ります。就任して早々の大雪、引き続きの新型コロナウイルス感染症の拡大、そして、トスク閉店問題等々大変な2年だったと思います。

これから、折り返しの2年が始まります。それらを先に見据えた先日の施政方針でした。

その中で、任期後半は地域経済の活性化と町民の生活の向上を図り、人口減少に歯止めがかかるように取り組む。また、活用可能な空家の登録を促進し、移住者向けの住宅を確保するとともに、移住者相談会やSNSなど、様々なチャンネルを活用して情報発信の強化、移住者の増加に結び付けるなど、人口減少対策を最優先課題として職員とともにしっかりと取り組むと言われました。

その人口減少問題についての質問と、そして、近年特に言われている主権者教育について、大きく2点について質問いたします。

まず、最初に主権者教育について伺います。1番目の質問です。

平成28年6月に選挙権年齢が18歳に引き下げられたことが契機になり、主権者教育が大きく叫ばれています。この主権者教育は、選挙権を得る前の若い年代から地方公共団体の業務や地域課題への関心を深めるもの、子どもたちが地域の課題について議論していく中で、民主主義や地方自治について学ぶ機会となっていますが、現在、若桜学園でどのような主権者教育が行われているのか、状況を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。盛田教育長。

教育長（盛田恭司）

皆様、おはようございます。

それでは、先ほどの川上守議員の一般質問

にお答えをします。

主権者教育は、「選挙権を得る前の若い年代から、地方公共団体の業務や地域課題への関心を深めるもの、子どもたちが、地域の課題について、議論していく中で民主主義や地方自治について学ぶ機会」となっていますが、若桜学園で主権者教育が行われているか状況を伺います、とのご質問でございます。

主権者教育につきましては、議員の説明のとおり平成28年6月に公職選挙法等が一部改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、高校生が選挙権を持つことになったことから、主権者教育が一層重要となってきたものでございます。

学校における主権者教育で育てる資質・能力は、現実の社会の諸課題に関する状況や制度等についての理解、情報を効果的に調べまとめる技能、多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、協働的に追求し合意を形成する力、よりよい社会の実現に向けて、主体的に参画する力などございまして、こうした力を各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの学習をとおして、教科横断的な視点で育成することとされております。

若桜学園における主権者教育としましては、小学校社会科で、国民主権や民主主義、参政権、選挙の仕組み、住民の願いを実現する行政や議会のはたらきなどについて学習しております。

また、中学校社会科では、政治参加の仕方や政治参加することの重要性について学習したり、また、国会と内閣の仕事を生徒会と比較して学習したりしております。また、地方自治に関する学習では、若桜町の収入や支出について広報「わかさ」をもとに調べたり、議会だよりをもとに議員の皆様の一般質問などを読んで気になったことを話し合ったり、「グリーンスローモビリティ」のルートや時間設定を確認し、事業の目的や改善点につい

て話し合ったりしています。このような学習をとおして、若桜町への関心を高めているところでございます。

また、総合的な学習の時間を中心に、6年生が「子どもシンポジウム」でまちの課題を取り上げ、様々な提案をしているところでございますし、7年生は、実際に昨年子どもシンポジウムで提案したことをもとに、「階段アート」を中之島公園に設置しております。

さらに9年生は、WAKASA まちづくりプロジェクトとして、「観光」「ジビエ振興」「夏イチゴ」をテーマに、まちの活性化に向けた提言を行うとともに、まちのPR動画を作成し発信しているところでございます。

いずれも児童生徒が、自分のまちに関心をもち、よりよいまちづくりに主体的に参画する取り組みとなっております。

また、若桜学園では、生徒会役員を選挙で選んでおります。「児童生徒会役員選挙管理規定」が定められており、立候補者は7年生、8年生の生徒で、選挙権は5年生以上の児童生徒が持っております。選挙管理委員会は、立会演説会を開催しなければならないこととなっており、5年生以上の児童生徒が立会演説会に参加し、候補者一人一人の考えを聞いて、無記名による直接投票により児童生徒会役員を選出しております。投票箱は、町選挙管理委員会よりお借りしてございまして、学園の「児童生徒会役員選挙」は、実社会での選挙を模擬的に体験する機会となっております。

さらに、9年生は、東京への修学旅行において、国会議事堂の見学を行っており、その際、民主主義や政治のしくみについて直接話を聞いているところでございます。

このように、若桜学園においては、教科学習と総合的な学習の時間、特別活動、学校行事などを関連させながら教科横断的に学習することで、主権者教育がねらう、よりよい社会の実現を視野に、国家・社会の形成に主体的に参画する態度などの資質・能力を育成し

ているところでございます。以上でございます。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

はい。学園のほうでも、いろいろな主権者教育を行われているということは、具体的によく分かりました。

特に、議会だよりも子どもたちが読んでいただいているということにうれしく思うところでもあります。議会だよりとしても、本当に子どもたちにも分かりやすいような議会だよりであればいいかなということを強く感じたところでもあります。

関連しますので次の質問に入らせていただきます。毎年行われている若桜学園での子どもシンポジウムは、若桜町の議会の本会議場で行われていた子ども議会が最初であったもので、いろいろな学校の事情等があり、今の提案型のシンポジウムになったと承知をしております。

今年度、県が立ち上げました「投票率の低下防止等に向けた政治参画の在り方研究会」の提言を受けて、主権者教育の教材化、市町村の取り組みに財政支援なども具体化されつつあります。この研究会には、本町の山根議長も委員として参加をし、助言をされております。

議会においても、「議員のなり手不足」に大きく関わることであり、行政、議会共に主権者教育を推進していかなければと考えていますがいかがでしょうか。お伺いいたします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。盛田教育長。

教育長（盛田恭司）

それでは、先ほどの川上守議員の一般質問

についてお答えをします。

今年度、県が立ち上げた「投票率の低下防止等に向けた政治参画の在り方研究会」の提言を受けて、議会において、議員のなり手不足に大きく関わることであり、行政、議会ともに主権者教育を推進していかなければならないと考えますがいかがとのお尋ねでございます。

最初に、議員からお話のありました「子ども議会」でございますが、詳細は不明でございますが、今から20年ほど前、まだ若桜中学校があった頃に「子ども議会」として開催されたと聞いております。これは平成10年の学習指導要領の改訂により、総合的な学習の時間が新設され、地域をテーマにした学習が盛んに行われるようになった時期でございます。

若桜中学校当時は、中学校3年生が、実際に議場において、自分たちが調べたことをもとに議員の皆様へ提案を行っていたようでございますが、その後は、会場を学校に移しての開催となり、現在は6年生の「子どもシンポジウム」としての開催となっております。

「子どもシンポジウム」においては、議員の方々をはじめ、町長、各課課長にも子どもたちの提案を聞いていただき、たくさんのご意見・ご感想をいただいております。ご意見をいただくことで、新たな課題が見つかり、提案をより良いものへと見直すよい機会ともなっておりますので、今後とも忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

また、今年度は、昨年度の提案について予算をつけていただいたことで、7年生が「階段アート」を作成することができました。提案のみならず、自分たちで直接まちづくりに参画できたことに大きな意味があったと認識しております。

また、広報わかさや議会だよりなども学習資料となっております。町の収入・支出について調べた際には、子どもたちは学園の予算

を見て、多額の予算が自分たちのために使われていることを知って衝撃を受けたと聞いております。

こうした、地域に関する具体的で実践的な学びが、主権者教育ではより重要になってきておりまして、今後とも議会、行政など、多くの皆様のご理解、ご協力をいただきながら、主権者教育を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

はい。理解するところであります。また、これも行政にも関わることでありまして、同じ質問で町長にも答弁をお願いいたします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

改めましておはようございます。私のほうにもご質問がありました。行政・議会ともに、主権者教育を推進していかなければならないと考えますが、いかがかというお尋ねであります。

最初に、議員からお話のありました「主権者教育の副教材」や市町村支援についてですが、これは、県の選挙管理委員会が、投票率が年々低下している現状を踏まえ、県の教育委員会と連携して、小中学校での主権者教育の充実を図るために、令和6年度に事業を予定されているものと認識しております。

こうした主権者教育に関する事業の背景には、実際の選挙における投票率が年々低下していることがございます。例えば、選挙権年齢が18歳に引き下げられた平成28年の参議院議員選挙での投票率は、県全体の平均が56.28%、18歳が45.74%、19歳は33.26%

でございまして、特に、20歳未満の投票率が全体平均より10ポイントから20ポイント程度低くなっております。これは、平成31年の統一地方選挙、令和元年の参議院議員選挙におきましても同様で、平成28年よりさらに低下傾向にあります。

また、本町におきましても、令和4年2月の町長選挙、町議会議員選挙ともに無投票となっておりまして、投票率の低下、議員のなり手不足など、民主主義の根幹が揺らいできていると危惧しているところでございます。

こうした中、小中学校段階から、児童生徒が国民主権、民主主義、地方自治などについてしっかりと理解し、一人一人が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう、具体的で実践的な指導を行うことが重要であると認識しております。

若桜学園における主権者教育につきましては、先ほど教育長から説明がございましたけれども、今年2月1日に開催されました「子どもシンポジウム」では、6年生から3つの提案がございました。1つ目は、「お年寄りを元気に」という提案で、ドリーミーのデイサービスに通っている方々とポッチャ風ゲームで交流することで元気になってもらおうという提案でございました。2つ目は、「若桜の魅力がつまった駅弁」という提案で、ジビエなど若桜の特産品がつまった駅弁の販売などの提案がありました。3つ目は、「若桜町を安全なまちへ」という提案で、IP放送を使って、交通安全の歌を流して、交通安全意識を高めようという提案でございました。いずれも若桜町の現状から課題を見つけ、その解決策を提案していただいたものでございます。こうした提案に対して、聞きっぱなしではなく、町としてもしっかりと受け止めて、施策化できるものは予算化するなど、実現のサポートをすることで、子どもたちはいろいろと調べて提案してよかった、甲斐があったという政治的有効性感覚というんでしょうか、そいう

ったものを得ることができます。

昨年度は、教育長からも紹介がありましたけれども、「子どもシンポジウム」で「まちの魅力が伝わる写真スポットをつくろう」という提案をいただいて、町としても作成費用を予算化いたしまして、今年度7年生が中之島公園に「階段アート」を作成したところであり、そういう意味での達成感があったのではないかというふうに思っております。

このように、地域のことを学び、課題を見つけて解決策を提案するような、具体的で実践的な学びが、子どもたちの政治的な関心を高めることにつながると認識しているところでありまして、町としてもしっかりと後押しをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

はい。ありがとうございます。小さい時から、子どもの頃からやっぱり議会や行政の仕事を身近に感じるということが重要だというふうに思っております。

また、これは要望、希望になるのかも分かりませんが、普段行われているこういう定例会、本会議の傍聴であったりとか、委員会の傍聴、議会が議会基本条例で定める出前講座等も活用しながら、子どもたちの学びの場が広がるといいなというふうに強く感じるところであります。

普段から議会に、先ほど言ったようなことで傍聴にということも、住民の方々もこういうふうに来られております。子どもたちも気軽にこういうふうな議会に接する傍聴という形で来ていただければ、議会の内容もよく分かるのかなというふうに感じておりますので、できればよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

す。次の質問の1番目の質問です。現在、若桜町の人口は2,760人と減少傾向になっております。それに伴い、生産年齢人口もかなりのスピードで減少しております。

報道によると、15歳から64歳の生産年齢人口は2020年の1,279人から2050年で357人になると推計をされています。

現在の政策下でも、生産年齢人口は3分の1以下になるということですが、この状況をどのように考えられるのか町長にお伺いします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

若桜町の人口は減少傾向で、特に生産年齢人口が3分の1以下になるということだけでも、この状況どのように考えるのかというご質問でございます。

昨年12月の下旬に、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所において、5年に1度の「日本の地域別将来推計人口」が公表されました。これによりますと、2020年の国勢調査の結果と比較して、30年後の2050年には、全国で1億2,623万人から17%減の1億468万人に、鳥取県で55万3千人から26%減の40万6千人に、本町では2,864人から62%減の1,092人になるとされております。

また、この間、15歳から64歳の生産年齢人口は、1,279人から72%減の357人になるとされております。いずれも、減少率は県内では最も高い数値となっております。

このたびの推計人口は、簡略化して申し上げますと、2020年の国勢調査結果をもとにし、遡って2005年以降の15年間の平均的な人口移動の状況と出生率の状況が、これが継続するというふうに仮定をしま

して、2050年の人口を推計したものでございます。大変厳しい推計結果でございますけれども、これまでの傾向が続けばこうなるという警鐘を鳴らしたものというふうを受け止めております。

人口、特に消費行動が旺盛な生産年齢人口が減少いたしますと、地域の消費力が減退して民間サービスが縮小・撤退をいたします。そうすると、利便性が低下して、さらに人口が流出するという悪循環に陥りまして、地域経済の活力が低下をしていきます。また、生産年齢人口の減少は、地域の農林業や商工業、医療介護など様々な分野の担い手が不足をすることも意味しまして、地域社会の維持が困難になってまいります。加えて、子どもの数が減っていくと、学校の維持存続が困難となり、地域の賑わいが消えて活力が失われていきます。このように人口の減少は、様々な局面において縮小のスパイラルを引き起こし、地域社会全体が衰退していくこととなります。まさに、人口減少対策は町政の最優先課題であるというふうに思います。

国全体でも、今後有効な対策を早く打たなければ、減少のペースは加速していくという推計が出ておまして、容易なことではありませんけれども、若桜町としても施策によって減少のペースを緩和できるよう、そして減少に歯止めが掛かるよう、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。以上です。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

はい。これから先を考えてみると本当に大変なことになるなというふうに感じているところであります。

関連をしますので次の質問に入らせていただきます。2番目の質問です。第10次の若桜町の総合計画では、目標人口は、2040

年は2,000人、2060年には1,400人です。

以前に出された増田レポートにおける鳥取県の将来推計人口によると、人口移動が収束しない場合、若桜町の人口は2040年に1,570人となると推測されています。総合計画の目標値よりかなり減少している人口であります。

総合計画の目標値に近づけるには、現在の政策の一層の推進、あるいは大きな政策転換を行うことも必要ですが、どのように考えますか。町長にお伺いします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

総合計画の目標値に近づけるには、現在の政策の一層の推進、あるいは大きな政策転換を行うことも必要ですが、どのように考えるかのご質問でございます。

川上議員がご紹介されました「増田レポート」といいますのは、岩手県知事や総務大臣を歴任されました増田寛也氏が座長を務める日本創生会議・人口減少問題検討分科会が2014年5月に発表をした提言書のことでございます。

その内容は議員のご質問にありましたように、人口移動が収束しない場合、2040年における本町の人口が1,570人になるというもので、加えて、全国で本町を含め896の市区町村が現在の機能を維持できなくなり消滅する可能性があるという大変ショッキングなものでございました。このたびの国立社会保障・人口問題研究所による2040年の推計人口が1,563人でしたので、この10年間、ほぼ増田レポート通りに推移してきておるといふふうに見て取れます。

一方で、令和4年7月に策定をいたしました「第10次若桜町総合計画」の目標人口に

つきましては、令和3（2021）年に改定した「若桜町人口ビジョン」で設定した目標人口をベースに、人口減少対策を講じることで何とか2040年に人口2,000人を維持しようという目標を設定したものでございます。

総合計画の目標値に近づけるべく、現在の政策の一層の推進あるいは大きな政策転換ということでございますので、少し私の考え方を述べさせていただきたいと思っております。

私は、人口減少のペースを緩和し、そして減少に歯止めを掛けるためには、地域経済を振興して雇用をしっかりと確保するということが基本であると考えております。そのためには、地域に入ってくるお金を増やすことと、入ったお金がすぐに外に流出しないように、地域で幾重にも循環をさせるということが大切だと思っております。

地域に入ってくるお金を増やすためには、基幹産業である農林業で付加価値を高めていくことはもとよりですけれども、例えば、観光面でも観光の素材を組み合わせることで観光客にお金をしっかりと落とすための受け皿を準備することで、金の落ちる観光を目指していくことが必要になってまいります。また、様々な分野で、起業を促進することも有効であると思っております。

また、入ったお金を地域で循環させるためには、地産地消の取り組みが不可欠です。具体的には、例えば、公共事業の地元発注、あるいは原材料の地元調達、事業所での地元雇用、地元商店での買物などの取り組みを地道に進めることで、地域に入ったお金は次の段階で確実に別の町民や町内事業者の所得につながっていきます。

こうして足腰の強い地域経済を創って働き口を増やし、それを土台に据えて、少子化対策や移住政策を効果的に講じていくことで、人口減少に歯止めがかかるのではないかと考えております。

少子化対策としましては、これまでも出産祝い金、保育料の無償化、学校給食の無償化、子どもの医療費の無償化など、他の自治体に先んじて子育て世帯の経済的負担の軽減に努めてきたところでございます。こうした施策は、一定の効果があると思っておりますけれども、若い女性がいなければ子どもは生まれません。増田レポートが本町を「消滅可能性自治体」とした根拠は、20歳から39歳の女性の減少率にあったわけでありまして、この年代の女性をターゲットとした施策も併せて講じていく必要があるのではないかと考えております。

また、移住政策としましても、雇用環境、生活環境や子育て教育環境など様々な分野で町としての総合的な魅力を高めること、効果的な情報発信と相談支援体制を充実させること、そして相談者の個別のニーズ、特に住居について、空き家をはじめ様々な選択肢を提示できるように準備しておくこと。これらの歯車があがり噛み合うことが大切でありまして、そのためには、役場の各課横断的に連携を高めていく必要があると考えております。

今後こうした視点で施策を組み合わせることで、このたびの人口推計に対して、少しでも抗っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

はい。ありがとうございます。だけど、町長が言われたように、やっぱり具体的な取り組みを一つ一つ確実にやっていくということが重要でもあるし、そのやったことについての反省をもとにまた取り組みをどういうふうに変えていくかっていうことも大事だということに思っております。

若桜に入ってきたお金をしっかりと若桜で

回すということはもちろん、以前からそういうことも言われていますし、特に山の関係についても山で木を出すその職場に若桜の方が従事する、その木がウッディ若桜等に出る、それがまたブランド化して木が出る、その木も各民家のほうに売ったお金がしっかりとここに入って行くというようなことで、循環すれば一番いいのかなというふうに思います。先ほど言われたものに対して確実に実行していただきたいというふうに思います。

町長の施政方針でも、町の総合計画に上げる6つの基本方針に沿った事業の推進の説明だったというふうに思います。この質問の前段の施政方針の中で、移住希望向けの住居の確保、移住相談会やSNSなど様々なチャンネルを活用して情報発信の強化等で移住者の増加に結びつけるというふうに施政方針のほうで言われております。

町長、取り組みについての1つの提案でありますけれども、移住者の増加のために移住体験ツアーを行ってはというふうに以前から私も思っております、以前的小林町長の頃から子育てに特化したこの若桜町の施策というものは、かなり他町から抜け出た政策を打ち出していたというふうに思っております。特に子育ての環境が整っている若桜町として移住の意志の強い子育て世帯をターゲットに行ってはというふうに考えますがいかがでしょうか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。子育て世帯を対象にして移住体験ツアーをやってはどうかというご提案をいただきました。

子育て世帯をターゲットにするということ、私も大賛成でございます。小林元町長の頃の平成26年ですか、保育料が完全無償化をされ

まして、当時かなり移住も増えたというような状況がございました。

しかしながら、その後保育料の無償化が全国に広がって全国化をされたという中で、本町の優位性がなくなってきたということもあると思いますけれども、子ども連れでの移住というのがここ数年ちょっと減ってきておるとい傾向がございます。

しかしながら、本町の子育て施策、あるいは教育環境というものの、一つ一つ支援の状況を見てみますと、これはもう全国でもトップクラスのものであるというふうに考えております。

この町のやっている施策というものをしっかりアピールして、全国で自然豊かなところで子育てしたいという方々は関西とか関東のほうに多いと思いますけれども、そういう方に向けてきっちりアピールをすることでもっと移住者が増えると思いますし、今、年間の出生数が、一桁台が続いているというような状況もありますけれども、そういう少ない子どもを補っていくということにもなってくると思いますので、子育て世帯をターゲットにしていくということに力を入れたいと思います。

また、移住体験ツアーということにつきましては、実は昨年11月に実施をいたしております。これは大阪の移住フェアで参加者から希望を募りまして、オーダーメイド型の移住体験ということでツアーを組みましたところ、2組3名の方がお越しになりました。それで、それぞれのニーズに沿って、民泊をしたいなって、そういう関心がある方についてはアルパインさんの方をルートに組み入れたりとか、あと、幼児教育に関心がある方についてはこども園をルートに組み入れたりとか、それぞれの希望に沿ったルート設定をして、夜は寄来屋で交流会ということで先輩移住者との懇談の場も設けさせていただきました。私も参加して鍋を囲んで若桜のいい

ところをPRしたりいたしました。

このように移住体験ツアーで、しかもオーダーメイドでその地のキーマンとなる方とお会いをするということで、より具体的な移住のイメージが得られるということで、移住につながりやすいのではないかと思いますので、来年度以降もこの移住体験ツアーというものを、特に子育て世帯をターゲットにしてやっていきたいと思っております。以上です。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

はい。これから先を考えた場合に、本当に重要なことだと思っておりますので推進をしていただきたいと思っております。

それに関わることなんですけれども、この発信の仕方というものもいろいろあるというふうに思うんですけれども、シティプロモーションという考え方があると思います。

新聞やテレビといったメディアを活用したプロモーションを推進していくという考え方について、これについては先ほども大阪の方であったりとか、神戸、東京、都心に向けてということもあるんですけれども、SNSだけで発信というもの、それを見る人しか分からないわけなんですけれども、例えば新聞であったりとか、テレビとかというものについても、やはり周知する、発信するツールの1つではないのかなというふうに思いますが、これについてどのように考えますか。お尋ねします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。シティプロモーションということについてやってはどうかということでございます。

シティプロモーションといいますのは、その町の魅力をどんどん発信してプロモートしていくといいますか、若桜は子育ての町ですよというような、例えばですけど、そういった形でPRしていくということであろうと思いますが、やはりそういう一歩抜けた取り組みというものも必要ではないかなと思っております。

特に情報発信というものも、普通に待っていることではなくて、どんどんその子育てであれば子育て支援策がこれだけありますとか、あるいは若桜学園の教育がこれだけ一人一人に十分な教育ができますというような、情報をきちんと整理した上で、SNSとかはもちろんですけれども、マスコミ、報道もうまく活用して積極的に打って出る広報といいますか、そういうものをする事で若桜町という名前を、まずは突出度を高めていくということで、それがそういう関心のある人に引っかかって移住につながっていくということがあると思います。まず、絶えずそういった情報発信を戦略的にやっていくという、そういうシティプロモートの考え方というのを使いながらやっていくことは、非常に効果があるのではないかと思います。以上です。

議長（山根政彦）

川上守議員。

議員（川上守）

はい。ありがとうございます。やはり待っているだけでは状況は変わらないと思います。出ていくという考え方、打って出るという考え方でやらないとなかなか若桜に人が来てくれないのかなと強く感じております。

まず、先ほどの2件につきましては他県のほうでやった事例があり、また、成功している例の2つを上げさせていただきました。小さな町だからといってそういうことに目を向けないということではなく、やっぱり成功例

にいろいろと目を向けて、これだったら若桜でいけるんじゃないかとかいうような考えを持ちながら進めていかないと、今の状況の中、この若桜町の中でいろいろ考えても、具体的な取り組みというのは出てこないのかなというふうに感じています。

よその成功例を見ながら若桜町もどっちの方向に舵を切るのかなってというような方向で、一つ一つ考えていけたらというふうに思っております。

今までの政策で人口の減少にブレーキはもうかかっていたとは思いますが、やっぱり今以上の政策を打たないと、推計より早いペースで人口減少が進んでいくというふうに考えております。

日々の中で執行部とともに議会も一緒に考えていければというふうに思いながら、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山根政彦）

続いて一般質問を許します。1番、谷口貴議員。

議員（谷口貴）

はい。おはようございます。先日の県議会で福田俊史議員が若桜町の人口減少について一般質問をされました。私も若桜町の人口減少を危惧しています。では、通告に従って質問をさせていただきます。

町の人口減少が急速に進む中、交流人口を増やすことや移住を推進する事業を行っていますが、地域を元気にできる第三の人口、いわゆる「関係人口」を増やすための事業は私の知る限り力を入れられているようには感じません。

コロナウイルス感染症が5類になって以降、若桜町へ観光に来られる方も増え、数多くのメディアにも取り上げられ、交流人口もですが関係人口を増やすチャンスです。関係人口

が多くなれば、町の人口が千人になっても活力のある元気な町になると思います。

来町され、「若桜町のファン」「若桜町応援隊」となり、度々訪れていただけるような方や、「ふるさと納税を継続的にしていただける方」になっていただくために、若桜町の魅力を知ってもらうことが必要です。町の魅力を発信するにはどのような方法があるとお考えでしょうか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。谷口議員の一般質問にお答えをします。いわゆる関係人口を増やすための事業はあまり力をいられているようには感じない。関係人口が多ければ町の人口が千人になっても活力のある元気な町になると思うと。町の魅力を発信するにはどのような方法があるかと考えるかというご質問でございます。

総務省の定義によりますと、「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉とされております。いわば、「交流人口」以上「定住人口」未満で、地域との関わり方は多様で、その濃淡も幅があるものでございます。

少し乱暴かもしれませんが私なりにざっくりと3つに分類してみますと、まず1つ目は「若桜町のファン」の方々であります。これは観光やイベントで来訪したり、町内の飲食店を利用したり特産品を購入したり、これを繰り返すリピーターの方々であります。例えば、毎年何度か氷ノ山に来られるスキー客ですとか、あるいは子どもを連れて若桜鉄道でやってきて昭和おもちゃ館で駄菓子を買われる親子連れ、あるいは鬼っこまつりや雪合戦に毎年参加して楽しまれるの方々、そういった方々がこれに該当するのではないかと思います。

す。

2つ目は「若桜町にルーツや関わりがある方々」です。例えば、今は町外に住んでいるけれども、町の出身者である方とか、親戚が町内に住んでおられる方、あるいは町内で勤務や居住の経験がある方などで、例えば小中学校の同窓会や鳥取若桜会、関西若桜会などのそういったメンバーの方々が典型的ではないかと思えます。

3つ目は「若桜町に貢献していただいている方々」です。これは1つ目、2つ目とも重なる面もあると思えますけれども、比較的濃い関わりを持っていただいている方々と言ってよいかもしれません。例えば、若桜鉄道を応援して情報発信していただいている県外のサポーターズの方々ですとか、ふるさと納税を毎年してくださる方々、それから若桜町について研究し提案してくださる大学の先生や学生の皆さん、また、毎年氷太くんに合宿して町民に演奏を披露してくれる大阪の淀川工科高校の吹奏楽部の皆さんであったり、共生の里づくり事業で、小船で毎年農作業を手伝ってくださる因幡地区郵便局長会の関係者の皆様、こういった方々もこのカテゴリーに入ってくるのではないのでしょうか。多様なパターンがあるかなというふうに思います。

こうした「関係人口」は、若桜町に対して他の自治体以上に魅力や親近感を感じたり、ひいきにいただいている方々でありまして、こうした方々の力をお借りして地域づくりに一層関わっていただくことで、地域の活力が高まっていく効果が期待できるのではないかと思います。また、国土交通省が令和2年に行った「地域との関わりについてのアンケート調査」によりますと、「関係人口」の来訪が多い地域は三大都市圏からの移住も多いという傾向があります。「関係人口」との関わりを大切にするすることで、将来的な移住につながるという効果もあると思えます。このように、今後人口が減少しても持続可能なまちづ

くりを行っていく上で、「関係人口」に着目することは有意義なことであると思えます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、「関係人口」の増加や関係性の維持・強化に向けた施策や、魅力の発信はまだ十分とは言えないと思っております。

「関係人口」を増やすためには、町の魅力を効果的に発信して知っていただくことが必要です。来年度、少し力を入れてSNSのフォロワーの数を増やそうという予算を提案しているところですが、そういうSNSやホームページ、各種メディアも含めて積極的な情報発信に努めてまいりたいと思えますし、ぜひ、谷口議員のほうからもご助言をいただければと思っております。

また、「関係人口」として、継続的に関わっていただくためのフォローアップというものも必要になってくると思えます。こちらはそれぞれの「関係人口」の様態によってフォローアップの仕方というのはそれぞれあると思えますけれども、そこを何か横断的にできるようなことがないか、その辺りも検討してみたいと考えております。以上です。

議長（山根政彦）

谷口貴議員。

議員（谷口貴）

いろいろと答弁いただきありがとうございます。

ルーツのところで関西若桜会という会のことが出たんですけれども、この関西若桜会の方も結構高齢化してこられているっていうのを聞いているんですけれども、その関西若桜会のメンバーのお子さんとか、お孫さんとか、お母さん、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃんが育ったまちを応援したいっていう方もおられると思うんで、その辺もちょっとアピールされたらと思います。

あと、来年度、予算を使ってSNSのフォ

ロワー数を増やそうという試みなんですけれども、ちょっとこういうことをされるんなら、もっと効果的なことがあると思うんですよね。僕は、とりあえず新しくできる、ちょっと若桜町の観光スポットのオープンイベントを3月11日にインスタとフェイスブックで投稿したんですけれども、インスタのほうが今日現在、投稿を見たユーザー数が1万2,389。いいねが246。この投稿を保存された方が32。それで、フェイスブックですけれども、投稿を見られたユーザー数が2万505人。いいねが1,101人です。ですので、SNSにアップされる方法も考えられて発信されるのがよいと思います。これは答弁求めません。

では、(2)の質問に移らせてもらいます。町内に若者が増えると活気づきます。若桜町を「第二のふるさと」だと思っただけの方を増やすために、近隣にある高校・大学の「サテライトキャンパス」「学生寮」を誘致する方法もあると思いますが、町長の所見をお伺いします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。町内に若者が増えると活気づくと。近隣にある高校・大学のサテライトキャンパスや学生寮を誘致する方法もあるが、町長の所見を伺うとのご質問でございます。

高校・大学等のサテライトキャンパスや学生寮の誘致は、地域に若者が入ってくることや、学生との交流を通じて地域が元気になることや、消費活動により地域経済に好影響が得られることが期待されます。

また、研究機能を誘致することで地域課題の解決につながる可能性もあり、国も地方創生の一環として、大学の地方移転やサテライトキャンパスの設置を推進しています。

有名などころでは、鳥根県的美郷町が令和3年に町の遊休施設だったカルチャーセンターを改修し、神奈川県麻布大学のフィールドワークセンターを誘致しており、鳥獣被害の地域課題を抱える美郷町と、獣医学部を持ち、当時イノシシの研究を行っていた麻布大学とのニーズが合致した例として、内閣府のホームページでも紹介されております。

県内の町村を見ますと、日南町が平成18年に廃校舎を活用し、鳥取大学と共同で教育研究センターを設置しており、岩美町も平成30年に民家を改修・増築し、鳥取環境大学の「岩美むらなかキャンパス」を設置するなど、各地域で取り組みがなされています。

本町においては、鳥取環境大学とエゴマを活用した地域振興や、若桜学園の小中学生の学習支援などの分野で連携しており、また、鳥取大学とも地域学部と地域経済の循環について、あるいは医学部と地域医療の人材確保について連携した取り組みを行っております。

今後も様々な分野で大学との連携を検討してまいります。例えば過疎化・高齢化が他に先んじて進行している本町の池田地区において、遊休施設となっております旧池田小学校を中山間の諸課題・諸問題を研究・解決するための拠点として大学に活用していただくようなことも、ひとつの案として考えられるのではないかと考えております。

鳥取大学とは今月下旬、3月25日に包括的連携協定を締結する予定でございますし、鳥取環境大学とも4月以降、同様な協定を締結する準備を進めております。こうした協定の中で、サテライトキャンパスについても可能性を探っていきたいと考えております。

いずれにしても、まずはお互いに信頼関係を築いていくことが重要でありまして、今後、個々の連携事業を一つ一つ成功させていくことが将来的にサテライトキャンパスや学生寮の誘致につながっていくのではないかと考えております。以上です。

議長（山根政彦）

谷口貴議員。

議員（谷口貴）

ありがとうございました。今後そのサテライトキャンパスなり学生寮を誘致されるっていうお考えもあるようなので。

最後になりましたが、町長は、もし町民が1,500人になった場合のことを想定されているのかどうかというのをお聞きしたいと思えますけれども、この件はじっくり考えていただきたいと思えますので、この場での答弁は求めません。これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（山根政彦）

暫時休憩いたします。10時30分より再開いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時30分 再開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き、会議を再開します。
一般質問を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

皆さん、こんにちは。日本共産党の中尾理明です。傍聴者の皆さん、お出かけくださり本当にありがとうございます。

現在開会中の通常国会では、昨年末から自民党の派閥と関係国会議員による政治資金パーティーによる裏金づくりが発覚し、その構造と実態解明が緊急重大な課題となっています。

この間、2月29日、3月2日には岸田首相をはじめ6人の議員の出席の下、衆議院政

治倫理審査会が公開で行われましたが、全ての議員が自民党の聞き取り調査結果の内容、国会や記者会見での発言をなぞるような弁明に終始し、裏金について自分は一切関与していないの一点張りで、この問題についての責任は全て会計責任者、秘書にあると言い通しました。

3月3日のNHK日曜討論では、自民党以外のほとんどの議員が審査会でのやり取りの不十分さを指摘し、裏金問題の究明なくして政治改革は前に進まないと主張するとともに、自民党国会議員の大半が政策活動費は合法で自由に使うことができていることに対し、裏金の温床になっているとして、廃止すべきだと強調していました。

その後、3月14日には参議院政治倫理審査会に3人の議員が、また、3月18日には衆議院審査会に1人が出席、弁明しましたが、責任回避の言葉しかありませんでした。

現在、令和5年の所得税確定申告時期にあつて、国民の一人一人が誠実に申告に向き合っている一方で、多くの自民党国会議員が政策活動費は非課税だから、その名目なら何でもお咎めなし、こういう姿勢を続けていることについて大きな怒りの声が上がっています。

このままでの幕引きは到底許されません。災害時など領収書がなくなった場合を除き、あり得ない収支報告書に不明金などと訂正した萩生田氏などはもってのほかであり、彼をはじめ、全ての関係議員の政倫審の場での説明が必要です。

今後さらに疑惑解明を前に進めるためには安倍派幹部議員らを国会に招致し、もっとも法的強制力のある証人喚問を行うことが必要であり、避けて通れないと考えます。

私はこの問題の根っこに政党への政治資金パーティーなど、企業・団体献金があると考えます。1993年衆議院政治改革に関する調査特別委員会で岡原昌男元最高裁長官が、本来営利団体である会社からもうけにならぬ

ことをやることは、株主に対する背任になる。見返りを要求する献金だと瀆職罪、つまり汚職による罪になる恐れがあると発言しています。引き続く国会での裏金実態解明とともに、金の力で動かされない政治への転換を強く望むものであります。

それではこれより通告に従い、順次質問させていただきます。質問の前に申し上げます。事前の質問通告には町長の施政方針についての質問を上げていましたが、取下げいたします。

最初の質問は、まちの保健・医療・福祉施策についてであります。その1つ、これまで新型コロナ予防接種は無料で実施されてきましたが、新型コロナ感染症は5類移行に伴い、令和6年度は65歳以上の町民対象に秋から冬にかけて年1回の予防接種として実施されるということです。この予防接種の町民負担はインフルエンザと同様な負担額で実施されるのか伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

中尾理明議員の一般質問にお答えします。

新型コロナの予防接種につきまして、令和6年度の町民負担はインフルエンザ予防接種と同様なのかどうなのかというお尋ねでございます。

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけがそれまでの2類相当から5類に移行され、季節性インフルエンザと同様の扱いとなりましたが、ワクチンの接種につきましては、小児など接種開始時期が遅かった年齢層がいることや、自己負担とする場合のワクチンの価格の設定等々の課題が残っているとして、令和5年度に限り、自己負担のない特例臨時接種が継続されております。

令和6年度以降は、インフルエンザと同様に、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者及び一定の基礎疾患のある60歳から64歳の方を対象に、秋冬時期に年1回の定期接種となります。

その接種費用は1万5,300円程度と積算をされており、国の方針では、定期接種の対象者について、助成金を交付することにより、自己負担額を7千円程度とし、そのうち生活保護受給者等の低所得者は無料とするための財政措置を講ずることとされておりますが、定期接種の対象とならない方については全額自己負担での接種となります。

さて、新型コロナワクチン接種にかかる町民負担はインフルエンザと同様なのかというご質問でございますけれども、本町の令和5年度のインフルエンザ予防接種につきましては、その接種費用は4,210円で、定期接種対象者にかかる自己負担額は、住民税課税世帯は500円、非課税世帯の方は無料としております。

当初、新型コロナワクチンの接種単価をインフルエンザと同程度と見込んでおりましたけれども、このたび、国から示されました単価はその3倍強といたしますか、4倍近い価格になっておりまして、国の助成金を差し引いた金額ベースでも約1.6倍と、想定を大きく上回っております。

このような中、本町における新型コロナワクチン接種の町民負担額については、現在インフルエンザをはじめとする他の予防接種に係る自己負担額及び近隣市町の状況を参考に検討しているところでございます。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

国の助成による、ちょっと言われたかどうかははっきり分かりませんが、言われました

ね。7千円ということで、その他の生活保護世帯の無料化などの話を町長から伺ったと思います。

それで、現在、町のこれから新しい年度が始まってのコロナウイルス感染症予防接種については検討中ということだというふうに思いました。

インフルエンザとコロナワクチンの単価の相違は心得ておって、その上で質問したわけですけれども、できるならインフルエンザと同額といいますか、そういうふうなことを望むんですけれども、できる限りインフルエンザと同等に近い金額での町民への補助を前提にした価格設定にしていただければなというふうに思うんですけれども、改めて町長にお伺いします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。できる限りインフルエンザと同じ単価、町民負担でということでございますけれども、先ほど申しましたように、ワクチンの価格が、片やインフルエンザは4, 210円に対して新型コロナワクチンについては1万5, 300円、国の補助があって7千円ということで、その価格が違っていると、かなり開きがあるということがございます。

ただ一方で、このコロナのワクチンも今後、毎年秋冬に打っていくというような形でインフルエンザと同じような打ち方になるわけで、他のワクチンは1回打てばそれで免疫ができて済む、というようなワクチンもありますし、そこら辺りなるべくたくさんの人に打っていただいて免疫を社会全体でつけていくということが1つの狙いになってくると思いますけれども、その辺りも加味しながら検討していきたいと思っております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

できる限りこれまでのインフルエンザ同等の扱いになるように望みながら次の質問に移ります。

2つ目です。新型コロナに感染した場合の公費負担が3月末で終了し、その後は高額な薬代の負担増が懸念されています。あるメーカーの薬は5日分で薬価5万2千円、3割負担の方の負担額は1万5千円以上となります。

高額で薬を諦めるケースが想定されるとして、日本感染症学会や日本化学療法学会など3学会が公費支援継続を求める国への要望書を提出しています。にもかかわらず、武見厚労大臣は原則通常に戻すと国会答弁を行っています。

しかし、第10波の感染拡大が懸念されている状況の中だからこそ、公費継続が望まれていると考えます。第10波の感染拡大という時期は多少ずれたかなとは思いますが、それは終息したという話は聞きませんし、この表現が多少、的確であるかどうか分かりませんが、質問通告時点での表現にさせていただきます。公費継続が望まれていると考えます。

このことについての町長の所見を求めるとともに、公費継続がなされない場合、町単独でコロナ治療に限った薬代負担に対する補助制度を創設し、町民の命と暮らしを支援すべきではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。新型コロナに感染した場合の公費負担が3月末で終了するというので、第10

波の感染拡大が懸念される状況の中、公費支援継続が望まれているがどうかということと、公費継続がなされない場合、町単独でコロナ治療に限った薬代負担に対する補助制度を創設してはどうかということで、町長の所見を伺うとのことでございます。

先ほどの答弁でも触れましたけれども、昨年5月に感染法上の位置づけが5類に移行され、原則インフルエンザと同様の扱いとなりましたけれども、患者の自己負担の急激な増加を回避するために、新型コロナ治療薬の自己負担を段階的に変更するということが示されておりまして、9月の末までは全額公費負担を継続し、10月以降は一部を公費負担として、窓口負担に応じて一定に抑制をされてきております。

その後、本年4月以降は通常の医療提供体制に移行するとして窓口負担割合に応じて1割から3割を負担することとなり、議員のおっしゃるとおり、1回の治療にかかる自己負担が1万5千円以上となる場合がある見込みでございます。

さて、ご質問の公費負担の継続と新型コロナの治療薬に限定した補助制度の創設についてでございますが、季節性インフルエンザなどの感染症法上の第5類に位置づけられている他の疾病との整合性を図ることが必要であると考えております。

また、治療に係る自己負担額が高額となる場合には、他の疾病と同様に、医療保険における高額療養費制度の対象となり、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じないものと承知をしております。

また、3月6日付けの新聞報道によりますと、厚生労働大臣のほうからは新型コロナウイルス感染症の感染者数が2月25日までの3週間連続で減少し、冬の流行の、先ほどおっしゃいましたけど、「第10波」のピークは過ぎたとみられること及び一般病床でのコロナ患者の受入れの整備を進めており、「通常の

医療体制への移行は問題ないと考えた」と正式に記者会見で述べておられます。

これらのことを踏まえまして、町といたしましては国の方針のとおり、通常の医療提供体制へ移行すべきであると考えております。したがって、現時点で町単独での補助制度の創設は考えておりません。

なお、町民の皆様には、発熱など新型コロナ感染症の症状があれば早めの受診や静養をおすすめし、また、予期せぬ体調悪化に備えて解熱剤等の常備薬を準備していただくなど、感染予防対策とあわせて啓発に努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長の言われることを理解するところであります。厚労大臣の記者会見については聞いておりませんでした。

終息したという判断が正しければ、それは国民にとっては安心であるというふうには思いますけれども、ただ、コロナ感染が去年の5月以前広がっていた状況の中で、今5類に移行して、徐々にマスクも外され、前の生活に戻りつつあるということなんですけれども、その一方で、いろいろな接触等で感染するという事は現に起きておりますし、これからも続くだろうというふうに思います。

今コロナに感染し、合併症もある方で死亡される方も聞いておりますし、今度この5類移行によって薬代が高額になるということは、非常にかかられる方にとって負担感は大きいと思います。高額医療費という制度があるのは重々分かりながら、高額な薬代負担に耐えかねて治療を中断するというようなことは命に関わります。したがって、そういう観点で提案を申し上げたところでです。

今のところそういう検討はなされないとい

うことですが、将来に向けて検討していただきたいと思ひますし、先ほどらい、2人の議員から人口減少の問題がありましたけれども、高齢者が元気で長生きするという事について、高齢者だけじゃないんですけれども、特に感染率が高い高齢者が安心して住み続けていくということは、人口減少の問題を少しでも防ぐ内容ではないかというふうに思ひます。

この間の子どもシンポジウムのことは町長から言われましたけれども、町長もまとめの時に、年寄りにやさしい地域は子どもにも優しい地域であるというように言われたと思ひます。

私が言い変えると年寄りが住やすい地域は子どもも住みやすい地域になるというふうに思っておりますので、そういう観点で、今考えていらっしゃるということであっても、考えていただきたいなというふうに思ひます。

高齢者だけでなく、多くの国民が今なお後遺症に苦しんでおるといふ状況もあります。一旦かかったらやっぱりそういうことの結果につながるわけですので、ぜひその辺を検討していただけたらというふうに思ひます。

後期高齢者医療も昨年からは原則1割が2割になって、緩和措置があるにせよそういう方向で負担増になっている中で、余計高齢者の医療への影響を懸念しますし、基礎疾患を持つ方々への影響があるというふうに思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

3つ目です。高齢者で加齢性難聴、老人性難聴により生活上困難を抱える人、家族は少なくありません。60歳後半頃から症状が現れる人が多く、80歳になると男性8割以上、女性では7割以上の人が難聴を示すと言われております。また、難聴状態が続くと認知症の一因になると言われております。

全日本年金者組合は今年1月4日時点で軽度、中度の高齢者などに補聴器助成を行う自治体が全国で239あると調査結果を伝えて

います。2021年厚労省も加齢性難聴への取り組み強化の検討が求められると提言してあります。

県内でも1市8町が補助制度を実施してあります。若桜町も認知症予防、介護予防のための積極的施策として加齢性難聴への補助制度を創設すべきであると思ひますが、町長の所見を伺ひます。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

認知症予防、介護予防のための積極的施策として、加齢性難聴への補助制度を創設すべきではないかというお尋ねでございます。

令和4年の9月に公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会をはじめ、関係5団体連名による「きこえない・きこえにくい人及び子どもの福祉向上による要望書」が県内各市町村に提出されました。

その中で、身体障害者手帳を持たない「きこえにくい人及び子ども」への補聴器の購入等に対する公費助成についての要望がありました。

この要望を受けまして、町単独での実施は財政的に困難であるということから、本年度、県の町村会を通じて、鳥取県に対し身体障害者手帳対象外の方に対する補聴器購入等への助成制度の創設について要望を行っております。

この要望に対して、県のほうからは、「障害者手帳対象外の方に対する補聴器購入等への助成の創設については、障がい起因しない聞こえづらさを有する方等との公平性や、その他の障がい、例えば見えづらさ等ですけれども、その他の障がいとの公平性をどう考えるか等の論点があると思ひますので、要望のあった団体、市町村等とも議論を深めて参ります。」という回答をいただいたところ

でございます。本町といたしましては、今後の動向を注視しつつ検討してまいりたいと考えております。

また、聞こえづらさを感じていらっしゃる方のうち、6割を超える方が医師に相談をしていないとの調査結果もあります。まずは専門医に相談をしていただいて、障害者手帳の取得可能性についてご検討していただくということも必要ではないかと考えております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。最後町長が言われた障がい者への認定のための受診というか、そういうことは必要なことではあると思います。

ですけど、その間っていいですか、障がいに至らないですけども、人と話す場合に、その対話がなかなか聞こえないという人を指して、いわゆるそういう方々を対象にした取り組みとして補聴器の補助制度の提案が行われ、それが実施されているところが全国的に広がっているというふうに思います。

大体、北栄町でいうと、北栄町の要項では40から70デシベルの人は対象になっております。でも、医師が必要であると認めた場合も申請ができるというふうになっておりまして、そういうことで北栄町をはじめ取り組みが行われているというふうにも思っております。

2019年国際アルツハイマー病協会の雑誌では、認知症の危険因子の9つのうち、トップが難聴だと発表されています。ついこの間、3月15日に町の公民館で行われた鳥取中央病院の看護師による認知症の講演がありましたけれども、この認知症のリスクのトップのところへ上げられているのが、視力、聴力の障がいだということで、同じように捉え

られておるんだなというふうに思っております。

ということで、町村会での取り組みが行われ、県のほうも町村と連絡を取り合っているということで前向きに進められているとは思いますが、若桜町において独自にそういう、他町に先んじてといいますか、東部では岩美町だけですので、東部4町でいうと2番目になりますけれども、そういうことを望みたいというふうに思います。

ちょっといろいろお話ししましたが、町長の所見はいかがでしょう。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。所見ということでございますけど、認知症の危険因子の1番が難聴であるということでございます、それはやはり周りの人の声が、会話が聞こえないとなかなかそういうところに入っていけなかったりということが認知症に段々になっていく、外に出るのが億劫になる原因なんだろうということは大変よく理解できるところでございますけれども、この補聴器の補助につきましては、今、県の町村会を通じて県のほうに要望して、昨年初めて回ったということでございますので、今後、県のほうの動向なりも参考にしながら検討したいと思いますけれども、先ほど最初の答弁で申しましたように、難聴を抱える人の6割が医師にかかってないということがあります。

高齢になってから手帳を取得するのもできるんだろうかっていうこともあるかもしれませんが、そういう認定をする鳥取市のほうに聞いてみますと、医師のデータといいますか、聴力検査の数値で判断するので、高齢者であっても、それは手帳の取得は可能だということですので、手帳を取得すれば補

助制度もついてきますので、そういったのもひとつ、それで救われる方もいらっしゃると思いますので、そういうことも検討していただけたらと思っております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

岩美町では4月から現在3万円の助成のようですけども、4万円に引き上げて予算化するようですし、北栄町では当初予算が3万円の20件で60万円、補正で10件の30万円、合計90万円の予算措置で取り組んでおって、非常に好評であるというふうにも聞いております。

中部では三朝、琴浦、北栄ですか、3町がやっているということで、倉吉市も何か検討するみたいなことを耳にしております。前向きに進むことを期待して、次の大きい2番目に移りたいと思います。

2番目の質問は、騒音測定器設置に向けた低空飛行訓練調査についてであります。

中四国防衛局は昨年11月27日から12月1日にかけて八頭町八東庁舎で騒音測定器設置に向けた調査を実施いたしました。若桜町でも3月11日から15日にかけてJA若桜支店の2階で同様の調査を実施しました。私は5日間程度の調査では十分な結果は得られないと考えますが、所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

中四国防衛局の調査に関しまして、5日間程度の調査では十分な結果は得られないのではないかと、町長の所見を伺うというご質問でございます。

議員もご承知のとおり、騒音測定器の設置

につきまして、鳥取県町村会及び鳥取県を通じまして昨年度から防衛省に対して要望をしていた事項でございます。このたび若桜町内で防衛局のほうで現地調査を行うということで、県、若桜町及び中四国防衛局で調査期間等調整の上、3月の11日から15日の5日間実施をされておりますが、調査結果及びその調査結果を今後どのように活用されていくのかというようなことにつきましては、防衛局のほうからは説明を受けておりませんので、5日間の調査で十分かどうかという判断はこちらではいたしかねるところでございます。

今日まで行ってきました我々の要望を踏まえまして、中国四国防衛局が調査に入っていたということは大きな一歩として評価をしたいと考えております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長から大きな一歩だというふうに申されましたけど、私は大きなとはちょっと言えないかなと。5日間で調査できるというふうに防衛局が判断した理由が聞きたいんですけども、町長にそれを求めてもしょうがないんです。明らかにやっぱり短期間でありますし、この11日から15日の間に戦闘機の飛来はなかったと思います。

ただ、毎日の朝から晩までの輸送機と思われる米軍機の行き来については、恐らく総務課の担当の方の話では気づいておったようだというですけれども、それをどういうふうに取り扱われるのか、そういうようなこともちょっと気になりますけれども、残念ながら期間の中で戦闘機なんかの飛来がなかったということについては、これは悪くすれば若桜は大丈夫だということになりかねませんので、その辺の懸念を強く抱くものであります。

この間、鳥取市で美保基地に関する講演会がありましたけど、それに兵庫県の豊岡の辺から参加者がありまして、兵庫県側の低空飛行訓練の被害についていろいろと申し上げられました。豊岡は豊岡病院を発着する防災ヘリがあり、戦闘機が思わぬところでそういう救助と遭遇する危険があると、そういうことをすごく心配するご意見も出されておりました。

そんなことは重々、町長はじめ、執行部の方は分かっておられると思うんですけど、今一度そういうことも踏まえて前へ進めていただきたいというふうに思いますし、本当にこの結果についての調査報告の内容というのは、今後の若桜町だけでなく、鳥取県についても重大な問題だと思しますので、その辺のところを踏まえながら取り組みを進められたいというふうに思うんですけども、改めて町長の所見を伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。このたびのその調査の期間、5日間でございましたけれども、その間には米軍機等の低空飛行は事案としてはなかったというふうに認識をしておりますけれども、ただ、防衛局がどういった内容の調査をされて、それを今後どう生かされるのかというような情報を我々は知り得ない状況の中で、5日間が十分なのか、あるいは、じゃあ何日やればいいのかという、その辺りについては我々も判断基準を持ち合わせてないところでございます。

このたびの調査の結果につきましては、防衛局のほうからも追って調査結果は報告をするということですので、まずはその調査結果を見ながら今後の対応というものを考えていきたいと思っております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。ぜひ調査が大丈夫だったからというように話で終わらないように、そのことを特に強調して次の質問に移らせていただきます。

最後の質問です。自治体への個人情報提供についてであります。

防衛省の自衛官及び自衛官候補生の募集にあたり、自治体への協力要請が強化されていると伝えられています。国は住民基本台帳法第11条1項による閲覧請求ができるとの定めを根拠に、基本情報、氏名、住所、生年月日、性別などの情報提供を求めていると言われています。

しかし、私は高校を卒業する18歳の町在住青年を対象とした個人情報提供は個人情報保護法に反し、プライバシー権の侵害となるのではないかと考えますが、町はどのように防衛省、自衛隊に情報提供されているのか伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

防衛省の自衛官及び自衛官候補生の募集にあたり、高校を卒業する18歳の町在住青年を対象とした個人情報の情報提供の方法と、その提供は個人情報保護法に反し、プライバシー侵害になるのではないかとのご質問でございます。

自衛隊法第97条によりまして、都道府県知事及び市町村長は、「自衛官の募集に関する事務の一部を行う。」とされておりまして、これを受けて、自衛隊法施行令に各種事務が定められております。募集事務の一部に「広報宣伝」及び「報告又は資料の提出」という条

項がありまして、これは地方自治法施行令における第1号法定受託事務に該当しますので、依頼があれば資料の提供を行っておるということでございます。

情報提供の方法につきまして、住民基本台帳法では、国又は地方公共団体が法令で定める事務遂行のために必要な場合に限って、市町村長に対する住民基本台帳の写しの一部の閲覧請求と住民票の写し等の交付請求が認められております。従来は、住民基本台帳の写しを閲覧することで個人情報の提供を行っておりましたが、防衛省により紙媒体等による提供の要望があったこと、また、総務省によりまして、「自衛隊法施行令に規定される資料の提供に住民基本台帳の写しの一部を用いることに特段の問題は生ずるものではない。」これは地方自治法上の技術的助言としての通知でございますけれども、こういった見解が示されておりますので、町内に住民登録がある18歳に到達する方の住所、氏名、年齢及び性別を、紙媒体で自衛隊鳥取地方協力本部に提供をしております。

プライバシーの侵害との指摘につきましては、「個人情報の保護に関する法律」第69条におきまして、目的外の利用及び提供は原則として禁止はされておりますが、法令に基づく場合は例外と認められており、自衛隊法及び自衛隊法施行令は法令に該当しますことから、個人情報保護法に違反するものではなく、またプライバシーの侵害にはあたらないというふうに考えております。以上です。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

提供しておられるやり方は紙媒体ですか、電子媒体ですか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

担当の総務課長のほうから答弁させていただきます。

総務課長（山口由紀夫）

総務課の山口でございます。提供方法についてのご質問でございますけれども、先ほどの町長答弁でもございましたように、紙媒体での提供をしております。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。紙媒体であろうと電子媒体であろうと、提供しておるということに変わらないというふうに思います。

それで、町長の答弁の中で自衛隊法や、私も住民基本台帳の第11条を引用しての話をさせてもらったんですけども、法律はどうかであろうと地方公共団体行政というのは国からの法定受託事務だといっても、機械的な対応をすることをせずに、住民にとってふさわしくないと判断すれば地方自治の本来的立場に立って、受託事務できえ要請を受け入れないという選択もすべきではないかというふうに思います。

実際、過去に、この名簿提供については自治体が応ずる義務はないという、石破大臣の国会答弁があります。また、個人情報保護法に関する政府答弁とともに、地方自治法の関係でいっても、提供することは正当なのかという辺を問うておりまして、それが石破大臣の2003年の石破防衛庁長官の答弁なんですけれども、提供すべきなのか、提供を拒否できるのかということなんですけれども、適齢者名簿の自衛隊への提供について、自治体は依頼に応じる義務がないことを石破防衛大臣

が答弁で、当時の石破防衛庁長官が、名簿提出について、私どもが依頼をしても応える義務というのは必ずしもございません。私どもは依頼をしているわけでございますし、そのことについては応えられないということであれば、それはそれでいたし方ないということでございますと答弁しています。

また、参議院の個人情報の保護に関する、これも2003年ですけれども、5月19日の参議院個人情報の保護に関する特別委員会での質疑を上げて、同委員会における石破氏と住民基本台帳法を所管する片山総務相の答弁で、自衛隊法などに基づく募集対象者の個人情報提供について、事実上の要請ですから要請を断ることは当然あり得ますという答弁があります。

要するに自衛隊法にしても基本台帳法にしても、できる規定なので、これはやっぱり地方自治法の精神からして、町の判断が問われてくるというふうに思うんで、その辺での町の認識はどうかというところで、法律上の問題はさることながら、地方自治体、地方公共団体としての立ち位置といいますか、その辺を問うということをちょっと自分自身考えてこの場に立ちましたので、改めて町長の所見を伺いたい。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。2003年とおっしゃいましたが、その当時の石破防衛庁長官の答弁につきましては、私も詳しく見ているわけではないので、その根拠なりがちょっとよく分かりませんが、法定受託事務ということで、法令の中で、国がこれは市町村がやる事務だということが書いてあるわけですから、一般的にはそれを断ることはできないというふうに、そうするのが法令上の義務であるというふうに

我々は考えております。以上でございます。

議長（山根政彦）

中尾理明議員。

議員（中尾理明）

はい。地方自治法、先ほど町長が引用されたところですけれども、第245条の4のところ、地方自治体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言をすることができるということですが、第247条については、国又は都道府県の職員は地方公共団体が国の行政機関又は都道府県の機関が行った助言等に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないということを強調しておりまして、法律上の扱いをそういうふうだというふうに私なりに解釈いたします。

したがって、町民の命、暮らしを守るべき行政としてのスタンスとして、法定受託事務だからといってそのまま実行するというのしないようお願いしたいと思います。

町長に石破長官の答弁を紹介しても、町長はそれを知っておられなかったということもあります。したがって、これ以上のやり取りは終わりたいと思うんですけれども、なぜこういう質問をしたかという、2015年に安倍内閣の下で戦争法が強行され、現在の岸田内閣で43兆円もの国費を投入して、私なりの言葉で言うと大軍拡に突き進んでおる国の動きに危機感を持ったことでありますし、私自身二十歳の頃に三矢作戦だとか、いろいろな有事の時のために自衛隊適格者名簿を作るというようなことがあって、大きな反対運動が行われたことを思い出すんですけれども、戦前、若い青年たちが戦争でかけがえのない命を奪われた時代、今、ウクライナとかガザで大変な状況がある中で、新しい戦前となつてはならないというふうに思い質問したところです。以上で質問を終わらせていただきま

す。

議長（山根政彦）

続いて一般質問を許します。2番、森田二郎議員。

議員（森田二郎）

皆さん、こんにちは。2番森田です。

近年、日本列島の各地を地震が襲っています。前々回ででしょうか、私は一般質問で防災についての備えについて、また質問させていただいたんですけども、台風や風水害などについてはある程度前もって知ることができる。よって、備えも前もってできるということになるんですけども、ただ、地震につきましては、これはいつ起こるか分からない。大きな情報としては、これから今後30年の間に南海トラフ地震が70%から80%の確率で起こるといふ、そういう大きな情報はあっても、じゃあ、いつ起こるのかというのは予想ができないだけに、日々の備え、災害を最大限想定した備えが必要であろうと考え、今回はこの地震に対する備えや被災後の対応について質問させていただきたいと思います。

それでは1つ目の質問に入らせていただきます。今年1月1日に起こった能登半島地震では、石川県輪島市や七尾市をはじめとした多くの地域で、家屋の倒壊や道路、ライフラインの損壊等大きな被害が出ました。中でも2か月経った今でも被災者の生活に深刻なダメージを与えているのは、飲み水や生活に必要な水を供給している上水道の損壊です。

石川県内では今、2か月ほどがたった今でも被災した11万戸の中の2万戸は断水したままだという報告が出ています。若桜町にも同じような地震が起きないとは言いきれませんが、起きた場合に備え、本町の上水道はどの程度耐震対策が進んでいるのか伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

森田議員の一般質問にお答えをします。能登半島地震を受けまして、本町の上水道はどの程度耐震対策が進んでいるのかというご質問でございます。

令和6年、今年1月1日に発生いたしました能登半島地震は、能登地方を中心に最大震度7の地震と津波の被害により、3月12日現在で死者が256人、このうち災害関連死が15人です。負傷者が1,188人、一部損壊から全壊までの家屋被害が8万629棟と甚大な被害をもたらしました。

また、震災から2か月が過ぎましたが、432か所の避難所に今なお、9,128人が避難されていると伺っています。亡くなられた方のご冥福をお祈りしますとともに、一刻も早く正常な生活に戻れますよう心からお祈りを申し上げます。

避難生活が長引いている主な原因の1つが水道の復旧の遅れであり、水道の大切さというものを改めて認識をしたところでございます。

さて、本町の上水道はどの程度耐震対策が進んでいるのかというご質問でございますが、厚生労働省が示す耐震基準に適合する耐震管は高密度ポリエチレン管でございまして、これは従来の接着剤等での接続と異なり、管の接続部を加熱融着により管と継手を一体化させるものであり、非常に耐震性に優れた管路になります。

本町の簡易水道事業は昭和30年の供用開始に始まりまして、若桜地区をはじめ各集落に取水施設及び浄水施設を整備してきましたけれども、令和4年度末現在で導水管、送水管、配水管の総管路延長は90.8kmありまして、そのうち、先ほど言いました耐震管は7.6km整備されております。率にしますと、約8.4%となります。

なお、この耐震化率の全国平均は簡易水道に限定しますと約 8%、それで、県内の平均が 3.4%ということでございます。

ちなみに全国の上水道の耐震化率は令和 3 年度末のデータではありますけれど、27.4% となっております、簡易水道よりも高い数値となっております。

なお、町内の主要な管路には通常のポリエチレン管に離脱防止金具等により離脱しにくい工法を採用している区間もございますが、高密度ポリエチレン管に比べますと耐震性は低くなっております。

以上のとおり、地域によって差はありますけれども、本町の簡易水道は耐震化が進んでいるとはいいい難い状況であると思います。その要因は管の敷設替えを行うためには道路を掘って管を交換することになり、多額な予算と時間を要します。また、独立採算を原則とします公営企業会計の制度上、工事に係る経費は利用者の料金に跳ね返ることから、慎重に取り組まなければならないと考えております。

また、本町の配水施設などについては、耐震整備は行っておりません。配水池が 1 千トン未満であれば耐震基準がないということもございすけれども、そういう意味での耐震整備は行っておりませんけれども、水道施設の統合事業で整備した湊見地区と若桜地区の配水池、それから赤松の受水槽、これらには震度 5 程度の揺れを感知したら流出管への流出が止まる「サイホン遮水システム」というものを採用しております、488.8 トンの水を確保することができます。これは先ほど 3 つの施設の貯水量が、611 トンが合計でありますけど、その約 8 割は槽の中で確保できるということでございます。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

パーセントを聞かせていただいて、県内平均よりも高いということですが、ただし、まだこれから整備されなければならない部分も残っているという具合に認識をしました。

若桜町も計画的につくられたという歴史のあるまちで、ただし、歴史がある分だけ古い管も残っているというのも認識はしています。

それで、能登の状況を見ますと、いわゆる最新型の耐震管の部分の被害というのはあまりなかったというふうになっています。1 月の末の時点ではほぼなかった。ただ、その後で少し見つかっているのは、継ぎ手の部分が外れてしまっているという状況が見えていて、よく写真なんかでもネットで載っていて、先ほど説明された接着部分、接着をして、なおかつ継ぎ手の部分が外れないような遊びがあったりするものについては、被害としては少なかったというのは聞いています。

ということは、大変費用はかかるんだけど、これから災害を想定して水道管のそういう配水管についてもですけども、これから考えていく必要があるのではないかと思います。

このいわゆるロックリングとか歯止めがついたものについての管はちょっと存じませんので、これからかかる費用もこの間、公営企業のほうに変わりましたから、どういうふうにされていくのかというのはちょっと分かりませんが、ただ、やはり先のことを考えると、少し考慮していく必要があるんでないかなと思っています。これはよろしく願います。お答えいただく必要はないと思っています。

何でここまでちょっと心配するかというと、個人的には心配していないのですけれども、いつ起こるか分からないというのもあるんですけども、いろんなデータを見てみると、何かすごい不安なデータが多くて。

例えば名古屋大学の調査チームが地震の研

究をしているんですけども、そのチームの研究によると、過去4世紀ぐらいに遡って南海トラフが日本列島に与えた影響みたいなものを調べています。それで、そのデータを見ると、特に西日本では南海トラフが起これると、内陸部の断層が活動し始めるという傾向があるという調査結果を出しています。

つまり、鳥取なんかでいくと、若桜でいくと南海トラフが起こった途端に鳥取活断層、山崎活断層が前後に揺れてしまうということも可能性としてはあるんです。特に日本の西日本ではその傾向が強いという調査結果を出しています。

それで、それに輪をかけていやな結果が出ているのは、東京大学や京都大学、それから東北大学の今のある共同研究チームが出しているのは、そういう南海トラフが起こった時に、1週間以内に内陸部の活断層で巨大地震が起きる確率は通常の100倍から3,600倍という結果を出しています。

何か3,600倍ってどんなふうになるんだろうかと思うぐらい、ちょっと怖いんですけども、鳥取県のデータをちょっと見せていただきましたら、鳥取活断層が単独で起こった場合は、よくても若桜は震度としては4ぐらいで収まるだろうと。山崎活断層が単独で活動した場合もそのぐらいで、若桜の地域は震度4ぐらいで収まるというふうなデータを見せていただきました。

ただし、先ほど言いましたように、南海トラフに呼応して、お互い前後して起こった場合の震度ってなかなか予想ができないもの、いわゆる想定外の揺れが起こることとも考えなければならない。そうすると、命を守るライフラインの上水道の整備というのはもっともっと最悪を想定してやっていかなければならないというのをちょっと考えて、この質問をさせていただきました。

若桜の地盤は固い。阪神・淡路大震災の折も震度4だった。だから、大丈夫じゃないか

という考え方もあります。自分もそう思いたいんですけども、ただ、先ほど言いましたように重複して起こる活動もあり得るということ想定して質問させていただきます。可能性は否定できないというところです。

じゃあ、2番目の質問に入らせていただきますけれども、このように地震に襲われて取水施設や水源からの浄水施設への導水管・送水管とか、先ほど言いました老朽化した地区内の配水管が破損すれば、町民の生活と地域の復旧復興に甚大なダメージがあるんです。

想定される被害に対して、先ほど説明を受けたわけですけども、浄水施設の耐震整備や、あとは災害が起きた場合の対応についてちょっとお考えを伺いたいと思います。所見をお願いします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

水道施設の今後の耐震整備や災害時の対応についてのご質問でございます。

先の答弁でも述べましたけれども、本町の簡易水道事業は昭和30年の供用開始以降、若桜地区をはじめ、各集落で取水施設及び浄水施設を整備して町民の皆さんに給水をしております。

それ以降、施設の維持改修、下水道整備に併せた配水管の更新などを行ってまいりましたが、耐震管の導入につきましては水道施設の統合を始めた平成27年度から事業を開始したところでございます。

耐震対策は急務ではございますけれども、まずは水道施設の統合事業に併せて行うこととし、統合に伴う管路の新設や付設替えを機に耐震化を図り、徐々に広げてまいりたいと考えております。

次に災害が起きた場合の対応についてでございますが、水道施設が被災して漏水が発生

した場合、復旧作業は、上流から区間を区切って途中のバルブまで水を通して、漏水検知器や音聴棒で音を拾って漏水箇所を特定した上で、道路を掘って修繕をして、それでまた、次の区間まで水を流して漏水箇所を特定するという、そういう地道な作業を繰り返していくことになります。

能登半島地震においては、全国の自治体や工事業者が2月半ば時点で約600人派遣されて、応急復旧作業に取り組んでいるというふうにお聞きしております。

本町で大きな地震が発生した場合も、まずは断水地域の被害状況を把握して、漏水等の修繕を行いますが、本町だけでは対応できない場合は、能登半島地震と同じように、全国の自治体や工事業者の協力が必要な場合もあるだろうと考えております。

また、被災者への応急給水を優先せねばならないことから、新年度の予算の中で、停電になっても井戸からの給水ができるようにポンプ用の発電機を2台購入することとしておりまして、水道水の確保を行うということにしております。

さらには災害時協力井戸制度という制度がありまして、これは民家が所有されている井戸を無償提供していただくという制度でありまして、これに現在登録されている井戸が町内で8か所ございます。

能登半島地震でもこの災害時の協力井戸がかなり力を発揮したというような報道もございましたので、こういったことも活用して応急給水の対応をしてまいりたいと思いますし、災害時協力井戸制度を広く周知をして井戸登録の拡充に向けても取り組んでいきたいと思っております。

いずれにいたしましても大規模な地震が発生した場合は、本町の被害状況を迅速に的確に把握をし、県や関係機関と連携しながら災害の対応をしてまいりたいと考えております。以上です。

議長（山根政彦）

森田二郎委員。

議員（森田二郎）

ご説明があつて納得する部分もあるんですけども、災害時協力井戸8か所、そっちも私ちょっと確かめさせていただいて、私の近所にも2か所ほどありました。

それで、これについては少し確かめておかなければならないことがありまして、実は、災害時協力井戸には表示がありまして、これは飲料水としては使えませんか、使わないでくださいっていうような表示が実はあつて。このポンプから上げて、水をくみます、じゃあ飲んでくださいっていうことにならないのではないかと。多分協力井戸には、これ県の登録だと思えますんで、県からそういう表示がきている。

例えば飲めてもそういう表示があつたらなかなか飲みにくいものがありますし、こういったものの水質検査についてどういうふうにしておられるのかっていうことと、それから例えば飲めない場合ですね、やってみたけど、これ飲めないわっていう場合はどういう具合に規制していくのかっていうことも少し聞きたいと思います。

なぜこんなこと言うかというのと、やはりいろんなデータ見てみますと、揺れが起こるといことは地盤が動くということで、井戸の設置されている部分も地盤が動けば、例えば井戸水の中に土砂が混入して濁ってしまう、これも事例としてはあるようです。

ただ、余りないんですけども、ごくまれに井戸水が枯れてしまう、水圧が落ちてしまうこともあるんだそうです。これはすごい少ない例ですけども、例えば井戸の深さにもよるんだそうです。そういうことを考えた時に、井戸水が飲めない、または、今出るけど飲む状態にないということになった時の対応

ってどうなんだろうなっていう、少し不安を感じています。この辺対応について何かお考えがあったらお願いします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

その災害時協力井戸が実際に、いざという時に使えるものなのかどうなのかっていうことは点検していく必要があると思います。

先ほど水質検査等々のご質問ありましたので、その具体的な状況につきましては、地域整備課長のほうから答弁させていただきます。

地域整備課長（竹本英樹）

はい。地域整備課長竹本です。井戸水の水質検査につきましては、町内8か所あるというのを答弁しておりますけれども、全て、とりあえず水質検査は実施しております。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

はい。それで少し安心しました。1か月したらすぐに水質が変わるものじゃないと思っているので、この水質検査についてはちらっと持ち主に聞いたら、ただでできるから希望して出せばいいんだという話もちょうと聞きまして、だったら本当はずっとしてほしいなと思います。

それからもう1つ、この辺には井戸がないのって聞いたら、民間の井戸って登録してないのもたくさんあるようでして。実際西町、私住んでいるところにも、登録した以外に井戸をお持ちの家もあるようです。この辺もう少し調べておいていただいて、いざとなったらこの辺でくむ井戸、これは飲料水として使えるか使えないか分からないけれども、生活

の水として何か使えるんじゃないかということも考えます。

もう1つ、いよいよその水質が悪くて使えない場合の、ちょっと心配して調べてみたのは、能登半島の地震の時にもやっぱりそういう水があったらしくて。給水車は来ます。でも、給水車って車なので、道路が悪いと来ないんですよ。何をしたかっていうと、キャンプ用に使う浄水器を使って浄水をしたとか、または持ち運びできる浄水装置を準備して浄水したというような事案も載っておりました。最悪の場合はそういうことも想定しておくべきだなと思っていて。調べてみたら、大体1日に1人が使う水の量って、3リットルが大体最低限だそうです。

浄水装置、大きなのがないかなと探してみたら、1時間に千リットルぐらいを浄水できる、これは手動でもできるし、動力がついていてエンジン、ガソリン燃料で動くもので、ポンプでポンプアップして自分で浄水して水を1時間に千リットル出す、大きいものでは4千リットル出すっていうような浄水装置もあるようです。大きいものは大体値段としては250、260万するようですけれども。もちろんキャスターがついていて持ち運びができるもののようです。

こういったものもやはり防災の設備として、装置としてやっぱり考えておくべきかと思えます。ちょっとその辺について、町長さんは発電機の配備はお考えなんですけれども、実は最低飲むために浄水していく、その浄水装置なんかの配備についてのお考えをちょっと今、伺えればありがたいんですが、お願いします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。ポンプ用の発電機につきましては、

公民館のところにあります町の若桜地区の水
源のところからくむものですので、そこは飲
み水としても使えるのではないかと思います
し、先ほどおっしゃいましたように給水車が
到着できないとか、そういった場合にキャン
プ用の浄水器ですとか、持ち運びのできる浄
水施設といいますか、そういったものも検討
してはということですので、そういう場合も
想定して、備蓄品としてそういうものも置く
ことができないか、これは検討してみたいな
と思います。以上です。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

ありがとうございます。西町にも公民館に
発電機がありまして、何となくそれが、我々
が期待している災害時協力井戸のところに持
っていけば多分動くんだらうなと思って、ち
よっと確認をさせていただきました。

常時使っておられるような井戸もあるかも
しれませんし、そういう井戸の場所もやっぱ
り周知していただけたらと思います。先ほど
力強い、ありがたい浄水装置についての配備
をお考えいただくということで、ちょっと期
待をしたいと思います。

では、3番目の質問に移らせていただきま
す。上水道が損壊した後に、復旧復興に向か
うには当然水道管理の資格はもちろん技術や
経験を持った人材が必要となりますが、上水
道管理については今後永続的な対応が求めら
れ、管理体制においては水道技術管理者資格
取得者の対応が必要と考えます。本町の水道
技術管理者の配置、または人材育成について
どのようにお考えなのか伺います。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。本町の水道技術管理者の配置、人材
育成についてどう考えるかということでござ
います。

水道法の第19条におきまして、水道事業
者は水道の管理について技術上の業務を担当
させるために水道技術管理者1名を置かなけ
ればならないとされております。

技術上の業務とは、水質検査をはじめ、水
道施設が基準に適合しているかどうかの検査、
給水装置の構造及び材質の検査、水道台帳の
作成など様々な業務がございます。

この資格は、一定の基礎教育歴と水道に関
する実務経験年数によって取得ができますが、
日本水道協会が実施する「水道技術管理者資
格取得講習会」の全課程を修了した者も取得
が可能となっております。

現在、本町には水道技術管理者の資格を有
する職員は3名在籍をしており、水道事業の
所管である地域整備課に1名配属している
ところでございます。

職員の退職や人事異動等も考慮いたしまし
て、来年度「水道技術管理者資格取得講習会」
に職員を1名派遣して受講させるとともに、
今いる職員から多くの知識と経験を学べるよ
うに水道技術管理者の育成を図っていきたい
と考えております。以上です。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

はい。3名の方について、今現在どの課に
おられるかっていうのは、1名が地域整備課
におられるということで、例えば、それ以外
の課におられる方っていうのは、多分、当然
資格を持っておられて、そこで経験を積んで
おられるかもしれないけれども、やはりそれ
は実務から離れてしまっている時間もある
かと思います。

資格があれば何でもできるっていうものではないと思います。いろんな仕事もそうなんですけれども、やはり知識を持っているものを使いながら、経験や体験を通して力をつけていくものだと思います。

つまり知識は体験を通して知恵になっていくっていうか、対応力になっていくはずです。そうすると、今現在若い人で資格を持っておられる方が他の課におられるっていうことは、少しそういう体験経験が離れてしまうのもったいない話かなと思います。

総合的な視点で人事をなさっているので、そこへ口を出すつもりは全くありませんけれども、ぜひそういう資格を持った方が今後そういった災害時の助けになる、やはり担い手になれるような人材育成をお考えになっていただきたいと切に願います。

加えて、町内にも上水道管理ができる業者さんはおられると思います。そういう事業者さんにつきましても、多分協力を、先ほどの言葉でいくと求められていかなきゃいけないということになってくると、やはり事業者さんへの積極的な資格取得であるとか、そういう技術を磨いていただく方に働きかけをしておかなければ、何かの機会に、非常にいざという時にはなかなか。分かるけどできないっていう方がたくさんいてしょうがない。やはりできる方を増やしていただくということが必要になってくると思います。ぜひ役場だけじゃなくて、町内事業者の人も共通認識を入れていただいて、これから災害に向けて準備をしていただけたらなと考えます。

これから新しい方が1名取得をされるということなんですけど、この方については、やはり地域整備課や水道関係の課につかれるのか、ちょっとその辺をちょっと教えてください。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。地域整備課のほうの職員を派遣するというのに恐らくならないかと思えます。

議長（山根政彦）

森田二郎議員。

議員（森田二郎）

すみません、人事に口出しして。一町民としてもやっぱりそういう方がおられるっていうのは心強いと思います。よろしく願います。

上水道についての説明を大変詳しくいただきましたので、今後また我々も、先ほど教えていただきました、例えば発電機であるとか、そういったものがこれからどういうふうに配備されていくのか、それから非常時協力井戸がどの辺りにあるのかというのを見ながら、議員としても地域の被害状況を把握するような協力ができるように心がけながら頑張っていきたいと思っています。

本日はどうもありがとうございました。以上で質問を終わります。

議長（山根政彦）

暫時休憩いたします。午後は1時より再開いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（山根政彦）

休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を許します。4番、山本安雄議員。

議員（山本安雄）

皆さん、こんにちは。4番山本安雄です。傍聴においでの方の皆さん、ありがとうございます。

す。さて、能登半島を震源とする地震が年の初めの1日発生し、たくさんの方々が被災され、なお、またお亡くなりになられた方々にはお見舞いを申し上げます。冬の寒いこの季節に上下水道、家、道路など、交通網が一瞬にして破壊され、間もなく3か月が来ようとしている今もなお復旧してないところが多くあり、重ねてお見舞いを申し上げます。

一方、若桜町では雪が少なく、例年に比べると一般的に生活がしやすい冬だったと感じております。郡家方面への通勤、町外から若桜町へ通勤される方は特にそのことを感じておられるのではないかと考えています。しかしながら、夏場の水不足を心配しているところがございます。この地球変動や異常気象には、もしもの時に備えて準備をする以外にどうすることもできません。

それでは通告しています質問、人口減少対策についてとJ-クレジットについて質問いたします。町長の施政方針についての質問は取り下げいたします。

人口減少対策について質問します。令和5年12月23日付の日本海新聞で、国立社会保障・人口問題研究所が公表した2050年時点の推計人口で、鳥取県内の市町村のうち最も人口減少率が高いのは若桜町の61.9%だったと報道されました。令和6年2月26日付の日本海新聞で報道があったとおりでございます。保育料の無償化、給食費の無償化や住宅の新築や中古物件の購入など、住宅支援制度も創設しております。そのような施策をしている若桜町でございますが、ここ10年間の転入世帯数、人数と転出世帯数、人数及び転入の動機、転出の動機について、把握しておられる範囲内でお尋ねをいたします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。山本安雄議員の一般質問にお答えをします。

まず、ここ10年間の転入、転出の世帯数、人数、動機を把握している範囲でお尋ねするというご質問でございます。人口統計等におきまして、世帯数の移動調査は行われておりませんので、転入、転出の人数と動機のみについての答弁となりますことをご了承いただきたいと思っております。

まず、人数についてですけれども、令和5年度を含む10年間の数値を申し上げます。平成26年度から順に転入者、転出者の順に申し上げます。平成26年度が転入者83名、転出者80名。以下、27年になりますけれども、80名に対し100名、101名に対し99名、64名に対し89名、86名に対し107名、78名に対し117名、65名に対し88名、49名に対し88名、39名に対し86名。それで今年度、令和5年度ですけれども、3月5日時点で49名に対し82名ということになっております。

次に動機についてですが、転入についてはヒアリング等によるものでありまして、田舎暮らしへの憧れとか、風景が良い、保育料の無償化、これは国策となる前のことでございますけれども、それから相談員の対応や信頼感といったものが主な原因となっているようです。次に転出についてですが、こちらはアンケート集計を行っておりまして、職場が少ない、通勤が不便、買物が不便、子どもの数が少ないというようなことが主な要因となっております。以上でございます。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

転入、転出、それぞれの人数を教えてくださいましたところでは、それなりに転入者の人数が、これは多いという判断なのか少ないとい

う判断なのか、それぞれ判断の仕方はあるのかとは思いますが、この間の2月の日本海新聞でも掲載しておられますけれども、いろんな施策によってそれなりに転入者も増えてきているし、相談件数もどんどん増えているんだというようなことを日本海新聞に報道されておるところで、私もそのとおりよく頑張っているんじゃないかというところは思っています。保育料の無償化にしても国策になる前からやっていて、それなりの効果があったものと承知はしておるところです。

一方、こうやって人数を聞きますと、転出者の数が非常に多い。転出者の理由といえますか、それは職場だったり、通勤だったり、買物だったり、子どもだったりというようなことで分析されていて、恐らく私もそういう傾向があるんじゃないかなということは想定はしているところですが、この転入者についてですけれども、先ほどありましたが、転出理由としてありました職場のことなんですけれども、その職場として、転入されるにあたって、若桜でどういう仕事をしたいかというような、そのようなものの把握というのはしてはいらっしゃいませんか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。転入される希望を持っておられる方からどんな仕事をしたいかというような希望を取っておるかということかと思えますけれども、担当課長のほうから説明させていただきます。

企画政策課長（谷本剛）

失礼します。企画政策課の谷本です。どのような職業を希望されているかということについては、確認はしておりません。基本的には、若桜にある業者を斡旋するようにいたし

ております。以上です。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

転入される方についても、これから何で生計を立てていくかなというのは、非常に重要なことだろうなと思っておるところです。片や、転出の理由には職場がないということが理由だということで、さっき答弁をいただいたところですが、これは2番目の質問になろうかと思うところですが、これは令和4年9月に、私もこの件について一般質問をしたことなので、再度同じような質問になるので申し訳ないかなと思いつつやるところですが、こうやって全国的に人材不足が予想されている中で、地元の産業を維持するための労働力の確保、これは転入して来られる方に、当然協力してもらったり、携わってもらったらいと思います。定着、いわゆる転入されてそれがずっと継続していくということもそうでしょうし、厚生労働省の地域雇用開発助成事業というのがありますが、これは、鳥取県はたしか対象になってないというふうに私認識しているんですが、持続する地元産業育成のためには、鳥取県が対象にはなっていないんですが、他町との差別化をつくるという意味でも、何かそういう人材確保に向けて、定着に向けての支援策を検討してはどうかと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。持続する地元産業育成のためにも、町独自の人材確保、定着に向けての支援策を検討することについて考えを伺うということ

でございます。

川上議員の答弁でも申し上げましたけれども、背景には人口減少ということが大きくあるんだと思います。特に、生産年齢人口の減少によりまして、将来的に地域の農業、林業あるいは商工業や医療・介護など、様々な分野で担い手が不足をするということで、地域社会の維持が困難となるということが懸念をされているわけです。

そうならないように、中長期的な視点に立ちまして、川上議員の答弁でも申し上げましたけれども、地域経済の振興による雇用の確保を土台に据えて、少子化対策や移住政策を効果的に講じていくことで、人口減少に歯止めをかけていきたいというふうに考えております。

議員がおっしゃいます地元の産業が持続するための労働力の確保という問題も、そうした施策の延長線上で解決できる部分もあるのではないかとこのように考えております。

現在、どの産業分野でも人材不足感があると承知をしております。医療・介護や保育の現場、公共交通や運送業など運転業務の現場、あるいは建設業の現場、さらには、コロナ禍が明けた最近では、飲食業や観光業などサービス業でも深刻な人手不足となっております。

こうした状況を打開するために、例えばAIやDXを活用して業務を効率化したり、業界内で連携して業務量を削減したり省力化するなど、それぞれの事業所や業界全体で経営努力をしながら、何とかやりくりされているものというふうに認識をしております。

行政としても、決して手をこまねいているわけではなくて、鳥取県では産業界の協力を得て「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金」の制度を設けまして、県内にUJIターンして人材が不足する一定の対象業種に就職した場合、奨学金の返還助成を行うなど産業人材の確保の支援を行っております。

若桜町でも、特定地域づくり事業協同組合

制度で各事業所の人材ニーズを組み合わせて通年雇用を創出したり、若桜町ふるさと活性化若者定住促進奨励金制度により町内事業所への就労を促進するなど、産業人材確保の支援を行っておるところでございます。

また、特に林業においては、高性能機械導入の補助など省力化の支援や、雇用条件改善の一環として社会保険料や研修費用の一部支援など他の産業より踏み込んだ人材確保育成への支援策を講じているところです。

その上で、町が独自にこれ以上の人材確保支援策の検討を行わなければ、近い将来、特定の地元産業の持続が困難な、そうした逼迫した状況があるっていうことであれば、具体的にその辺りの状況を聞いてみたいというふうに思います。以上です。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

はい。先ほど、町長、答弁いただいたとおりで、私も最もそのとおりでなと思うところもあります。

今度、定住されている方についてなんですけれども、転出理由の中で先ほどありました、職場だったり、通勤だったりというようなこの大きな問題があって、それで転出されているということに対して、そういう意味合いで、若桜町独自で何かの方策が考えられないだろうかということ、私思っております、若桜町内のいわゆる職場といいますか、それには数には限りがあるわけですし、そういう中で、町内の地場産業も当然そうなんですけれども、町民が関わっていく部分、いわゆる雇用として関わっていく部分は、郡家だったり、鳥取だったりという部分も含めないと、これから人口減少を食い止めるのは難しいかなというふうに私は思っております。

その中で、例えば通勤費ですね、町外に勤

めておられる方の通勤費部分について企業を介して、もしくは社会保険部分について、事業主負担分については個人に直接払うわけにいかないわけですから、そういう部分に何かしらの助成を考えるとかということ、人口が減らない、転出しないという方法、そういうことは検討してみてもどうかということ、を思っておるところです。

雇用環境のことは、先ほどの町長の答弁でもあったとおりで、雇用環境を維持するというようなことは、町民に対してそういうことをする、間接ではありますけれども、事業主を介してそういうことをするということは、持続可能な人口減少対策として、定住促進という観点からも有効なことだと思っておるところですけれども、町長のお考えをお聞かせください。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

ちょっと質問の主旨が、我々がちょっと考えていたのと違うんですけれど、転出をされないためにということですよ、おっしゃるのは、むしろ、地元の産業を育成するために外から人を呼んでくるというふうな意味合いで私も捉えていたものですから。そういう内容の質問と思って答弁をいたしたんですけれども、今いる町民が外に出ていかないための支援という、そういう主旨でございますか。ちょっとそれは確認した上で。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

すみません。ちょっと説明がうまくなかったかもしれません。転出理由の中に、通勤という話もありましたし、それと職場がないと

いうこともありまして、町内の方は町内に残る、いわゆる定住していただくと、移住者の定住じゃなくて、既におられる方がずっと若桜に住んでいただくということ。それから先ほど町長がおっしゃったように、若桜に来て、若桜から例えば町内、または町外の職場でもいいわけですから、若桜町に住んでいただくという、そういう観点から、そういう直接ではないんだけど、労働環境の整備をしていくという、そういう主旨の質問です。

議長（山根政彦）

山本安雄議員、ちょっと質問が分かりづらい。何か、何種類か入っているような気がして。町長も答弁に困られるというふうに思いますけど、質問の内容を変えていただけませんか。山本安雄議員。

議員（山本安雄）

はい。町独自の人材の確保、定着に向けての支援策を検討することという2番目の質問の中で、地場産業の農林、観光それから土木建築等々おっしゃっていました。これからそれぞれの町内事業所で移住者、これからどんどん増えてこないといけないわけですし、そうした時に、雇用の場としてしっかりと受け皿と町内だけでなり得るかどうか、その辺町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（山根政彦）

はい。答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。移住者の雇用の場の確保、外から入ってくるほうの話ということですか。それにつきましては、それは地域の産業を維持するためにということですか。そういう質問でありましたら、先ほど答弁でも申しましたように、いろんな奨学金の返還助成ですとか、いろんな制度で既に町内の事業所への就職とい

うものを促進する施策をやっておるわけでありまして、それでも人材が足らなくて、地域産業の維持が難しいというような、そういった業種がもしあれば、逆にこの業種というのをはっきり言っていたらいたほうがこちらも答弁しやすいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

そういう意味で、町外の事業主にも幅を広げたらという1つの提案をさせていただいたつもりではございます。

こうやって、既に町内に住んでいらっしゃる方もあるわけですから、その転出理由にありましたように、職場の環境整備というのは、やはり私は必要だなというふうに思っております。町内の就労者を雇用していただくということも重要なことだと私は思っております。この質問は答弁もよろしいですし、私の所見として、1つの提案として検討していただければというふうに思います。

では、次の質問に移ります。J-クレジット認証の進捗についてでございます。令和2年3月定例会の一般質問です。J-クレジットの認証、使用方法について質問をいたしました。当時の町長は、若桜町地域内エコシステム検討協議会を立ち上げ、J-クレジットの導入を検討項目として来年度具体的な検討を行うと答弁をいただいております。

昨年9月の定例会で森田議員の一般質問の中では、取り組み事例等の情報収集を行って検討中の段階で、制度の内容を最後まで熟知していませんとの答弁でありました。何が課題となっているのかお伺いいたします。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

J-クレジット認証の進捗について何が課題となっているのかというご質問でございます。

初めにJ-クレジット制度の概要についてご説明をいたします。J-クレジット制度は、企業や自治体等が実施する省エネ・再エネ設備等の導入や森林管理等の活動、いわゆる「プロジェクト」により達成されたCO₂等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を制度管理者である国が認証し、認証分の「クレジット」を発行する制度でございます。プロジェクト実施者である企業や自治体等は発行されたクレジットを市場で販売し収入を得ることにより、省エネ・低炭素投資等をさらに促進することが可能となります。クレジットの活用を通じて国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指せし、併せて地球温暖化対策への積極的な取り組みに対するPR効果、J-クレジット制度に関わる企業や自治体等との関係強化等のメリットも見込めるものでございます。

J-クレジット制度における「方法論」は、現在、省エネルギー、再生可能エネルギー、工業プロセス、農業、林業、廃棄物、森林の6分野と多岐にわたり、計69種類ございます。その内、本町では豊富な山林資源を活かすべく「森林経営活動」の方法論に取り組むこととし、プロジェクト登録及びクレジット認証を受けるための準備を進めております。

この森林経営活動の方法論は、森林法第11条の規定に基づく森林経営計画を作成し、一定のまとまりを有する区域を対象として、中長期的な視点で森林の間伐及び保護を計画的に実施することにより、森林が貯えている炭素蓄積の増加分を吸収量として算定するものです。最長16年間をクレジット認証期間とすることが可能となっております。クレジットを企業等に販売することで、森林の間伐

及び保護の財源を継続的に確保することができます。

次に、現在の取組状況と今後の予定でございますが、現在、森林経営計画の対象の落折・小船・中原の町有林について、プロジェクト登録に必要な「プロジェクト計画書」を作成中でございます。計画書作成後、その妥当性を国の審査機関に確認していただき、その後、開催時期は未定ですが令和6年度の認証委員会にてお諮りをする予定でございます。審査機関による妥当性確認に必要な費用につきましては、来年度、令和6年度の当初予算にて要求をしているところでございます。

また、プロジェクト計画書の作成において困難をきたしておりますのは、過去に対象の町有林で行った間伐履歴の確認でございます。制度上、1990年4月以降に間伐を行った森林の吸収量が算定対象とされているため、間伐履歴の確認とそれを証明する伐採届や補助事業の関係書類等を整える必要がありますが、何分古い記録ですので、書類・データの確認に予想以上の時間を要することとなっております。過去の伐採履歴を証明することができなければ、その分吸収量が下がり、認証していただけるクレジットも減少してしまいますので、慎重かつ確実に準備を進めているところでございます。以上でございます。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

過去の作業履歴からクレジット量の作成ということもそうですし、これから、例えば経営計画立ててこれから森林整備していくという、これからやるものといいますか、これから実施したものですね、それもクレジットの申請はできるものと私は承知しておりますが、その辺町長はどのように考えますか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

はい。過去の施業によるものと併せて今後やる部分につきましても、モニタリングを1年間やることで、そこでどれだけ吸収量が増えたかということで、それについてはまた新たなクレジットを認証していただくということになりますので、議員がおっしゃるとおり、これからの森林の施業に係る部分も対象になってくるということでございます。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

たくさん町有林を持っています、民有林も対象になる事業だと思っていますけれども、たくさん町の町有財産を有効に使うという意味では、ぜひとも急いでいただきたいと思えます。

2番目です。認証の時期、先ほど町長6年度で認証申請するんだということなのですが、この段階でこのことを問うのは少し早いのかもしれませんが、認証された後のことになるのかもしれませんが、販売方法というのは、今現在は具体的にはお持ちではないでしょうか。

議長（山根政彦）

答弁を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

J-クレジット認証の目標時期とその後の販売方法について具体的に伺うというご質問でございます。

J-クレジットの認証につきましては、先ほどの答弁で述べたプロジェクト登録の後、森林経営計画に則した森林の間伐や保護を適正

に実施し、その成果として得られる吸収量を算定する必要がございます、これを「モニタリング」と申しております。1年間モニタリングを実施した後はプロジェクト登録の時と同様に、審査機関へモニタリング報告書を提出し、その妥当性を審査機関に確認していただき、認証委員会にて認証いただくという流れとなっております。従いまして、令和6年度の認証委員会においてプロジェクト登録がなされた場合、1年間プロジェクトを実施し、その後モニタリング報告、クレジット認証手続を行いますので、クレジットの認証時期は最も早くても令和7年度中ということになります。

クレジットの販売方法につきましては、現時点で具体的なものはございませんが、県内で先進的な取り組みをされておる日南町にお話を伺いますと、独自のネットワークやコネクションをお持ちの地元金融機関や生命保険会社にJ-クレジット地域コーディネーター、仲介契約企業としてご協力いただくことにより、県内外の企業の皆様とのマッチング、仲介が積極的に行われているようで、特にここ数年飛躍的に販売数量を伸ばしておられます。

本町におきましても、既に何社かからお話を伺っており、この取り組みに強く関心を持っていただいております。今後、クレジット認証手続と並行して、認証後の具体的な販売方法につきましても、より深く検討を進めていきたいと考えております。

議長（山根政彦）

山本安雄議員。

議員（山本安雄）

はい。具体的に工程といいますか、具体的な計画を町長に述べていただきまして、これにつきましては、わかさ森づくりビジョンというのが、令和3年から10年までの8年間というものができておりまして、既に約半分

が経過しているということでもございますので、それに合うような形でどんどん進めていただきたいと思いますし、この間12月の日本海新聞では、智頭町が脱炭素へ新機軸ということで東京千代田区と協定をされておるということも近くではあります。また、芦津財産区も、もう何年か前にクレジット取得しているというような例もありますので、そういうところから情報をやり取りしながら進めていただきたいと思いますというふうに思います。

森づくりビジョンの方針としては、森と暮らしがつながる人材の育成ですね、森を強めに打って出る観光交流、町民地域始動、森林資源をフル活用に向けた取り組み支援ということとなっておりますので、これが早期に実現され、林業のみならず、先ほどの交流人口もそうでしょうし、観光もそうでしょうし、雇用もそうでしょうし、そういう意味で若桜がにぎわうことを期待して私の一般質問は終わります。

議長（山根政彦）

これで一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時36分 散会